

令和9年3月度端末機器等の賃貸借に関する質問回答

| 項番 | 文書名              | ページ | 項番      | 質問項目                                                                                                             | 記載内容                                                                                                                                                                      | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 質問回答                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|------------------|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 様式第6号<br>入札書     |     |         | 入札記載金額について                                                                                                       |                                                                                                                                                                           | 入札書記載金額は、月額の税抜き額でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2  |                  |     |         | 書類の押印について                                                                                                        | 以下の書類は押印不要でよろしいでしょうか。<br>(様式第1号)入札参加資格審査申請書<br>(様式第2号)保守体制整備証明書の右上の申請者欄<br>(様式第3号)業務実績証明書1(納入事業者)<br>(様式第3号)業務実績証明書2(構築事業者)の右上の構築事業者欄<br>(様式第3号)業務実績証明書3(保守事業者)の右上の保守事業者欄 | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                               |
| 3  | 別紙1<br>端末機器等仕様書  | 3/5 | 2(5)(ウ) | 不要となる周辺機器(マウス、モニター、アダプタ、LANケーブル、HUB、OAタップ、モールド等)の処分を行うこと。                                                        |                                                                                                                                                                           | ①対象の機器の所有者は貴市ということでよろしいですか。<br>②(処分対象物件がお客様の所有物の前提で)「不要となる周辺機器(中略)の処分を行うこと。」と記載されていますが、対象物件を引き上げる際に受注者に所有権が移転し、受注者の責任で適切に処理するという解釈でよろしいですか。<br>③処分作業は、本件にかかる落札業者が指定する構築業者の実施でよろしいですか。<br>④不要となる周辺機器の詳細(品名・型番と数量、モニターについては大きさも)をご教示下さい。                                                                                                                          | ①②③については、お見込みのとおりです。④については、端末入替の作業によって生じるものであり、現段階では詳細の把握はできません。                                                                                                                                                                              |
| 4  | 別紙2<br>端末機器等明細書  | 1/1 |         | ノート型パーソナルコンピュータ Windows11 922台                                                                                   |                                                                                                                                                                           | 賃貸物件をMDM(Mobile Device Management)の略称であり、パソコンやタブレットなどの情報端末を管理するシステム)の管理対象とする場合、賃貸物件の返還に際し、貴市の責任とご負担により事前に当該賃貸物件をMDMの管理対象としていただくものという認識でよろしいですか。                                                                                                                                                                                                                 | 本入札においてはMDMの管理対象とするものではありません。                                                                                                                                                                                                                 |
| 5  | 別紙3<br>共同調達一覧    |     |         |                                                                                                                  |                                                                                                                                                                           | 8月25日に実施される入札の際に記載する入札金額には、別紙3共同調達一覧に記載された機器にかかる賃貸料は含まないということでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                             | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 6  | 別添 賃貸借契約書<br>(案) |     | 第23条    | この契約が終了した場合は、受注者は速やかに機器を引き取らなければならない。                                                                            |                                                                                                                                                                           | 端末機器等仕様書 4/5頁 2.(8)契約終了後の周辺機器の取扱いについては、「本契約終了後の周辺機器(マウス、マウスパッド、ICカードリーダー等)については、無償譲渡とすること。」とご指定ですので、この内容に応じた契約書の修正への協議に応じていただけるということでしょうか。                                                                                                                                                                                                                      | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 7  | 別添 賃貸借契約書<br>(案) |     | 第26条    | 受注者は、本契約の終了に伴い機器を速やかに引き取ることとする。                                                                                  |                                                                                                                                                                           | 端末機器等仕様書 4/5頁 2.(8)契約終了後の周辺機器の取扱いについては、「本契約終了後の周辺機器(マウス、マウスパッド、ICカードリーダー等)については、無償譲渡とすること。」とご指定ですので、この内容に応じた契約書の修正への協議に応じていただけるということでしょうか。                                                                                                                                                                                                                      | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 8  | 別紙1 端末機器<br>等仕様書 | 3/5 | (4)イ    | プリンタサーバ経由で印刷を行うプリンタについてはプリンタサーバにドライバをインストールし、テスト実施すること。プリンタの入替後に不要となったプリンタドライバの削除を行うこと。プリンタサーバ上のドライバも同様とする。      |                                                                                                                                                                           | 『プリンタサーバ経由で印刷を行うプリンタ』とございますが、対象のPOはインターネット系及びLIGMAN系という認識で間違いないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 9  | 別紙1 端末機器<br>等仕様書 | 3/5 | (4)キ    | 本市業務の都合により業務時間中に設置作業が行えない場合は、本市担当者や協議のうえ、業務時間外の作業とすること。                                                          |                                                                                                                                                                           | 『本市業務の都合により業務時間中に設置作業が行えない場合は、本市担当者や協議のうえ、業務時間外の作業とすること。』とございますが業務時間外に対象となりそうなPOは何台ぐらいを想定されておりますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                          | 各課の繁忙期によって設置時間が異なるため、現段階では不明です。                                                                                                                                                                                                               |
| 10 | 別紙1 端末機器<br>等仕様書 | 3/5 | (4)     | 端末機器等の設置及び配線並びに動作確認を行うこと。                                                                                        |                                                                                                                                                                           | 別紙4「設置場所一覧」でご提示いただいている各所での作業を2月末までに実施という理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 11 | 別紙2 端末機器<br>等明細書 |     |         | モノクロレーザープリンタ (給紙カセット2基)                                                                                          |                                                                                                                                                                           | 給紙量は250枚以上×2基ということでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 12 | 共同調達一覧           |     |         |                                                                                                                  |                                                                                                                                                                           | こちらについてもDX推進課様の作業が必要となる認識で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 13 | 保守仕様書            | 1   | (2)エオ   | インターネット系・個人番号利用事務系・LIGMAN接続系については本市がWindowsの最新バージョンを適用した端末を用意するのでイメージを取得すること。                                    |                                                                                                                                                                           | 動作検証及びWindowsアップデートは基本的に奈良市様で実施いただける想定でEOSや動作検証、Windowsアップデートに対してのサポートが必要な場合は協議の上、別途契約という理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                           | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 14 | 保守仕様書            | 1   | (2)ケ    | 明細書に記載した機器については全て保守対象とし、キーボードやマウスの破損、劣化したバッテリーの交換その他動作が遅いなど端末機器の状態が不安定な場合も保守対象とすること。                             |                                                                                                                                                                           | 「劣化したバッテリーの交換」について、本体がドライバー等の工具を必要としない場合は先にバッテリーのみご指定先をお送りし、お客様での交換後に元のバッテリーを回収に伺う対応でも宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                 | 問題ございません。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 15 | 保守仕様書            | 1   | (2)コ    | モノクロレーザープリンタについては、本件にてリサイクルトナー及びドラムを導入する場合は、それらを使用する場合も保守作業を行うこと。                                                |                                                                                                                                                                           | リサイクルトナー及びドラムを使用する場合も保守対象とございますが、本体が他年度調達したものと同機種だった場合、リサイクルトナー及びドラムを流用される可能性がございますでしょうか。また、流用される場合、他年度で調達されたトナー及びドラムの故障に関してはどのような対応となりますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                 | 同機種の場合はリサイクルトナー及びドラムを流用する可能性があります。また、他年度に調達したものを流用した場合も保守対応をお願いします。                                                                                                                                                                           |
| 16 | 別紙1 端末機器<br>等仕様書 | 4/5 | (9)     | (9) 契約終了後の機器のデータ消去について<br>～なお庁舎内でClearレベルの消去※を行った上、庁外で上記の物理的な破壊を実施し、当該破壊の証拠写真を添付した完了証明書を契約終了から2週間以内に提出する方法も可とする。 |                                                                                                                                                                           | 「契約終了から2週間以内に提出」と記載がございますが、お客さまからの返却回数に不足があった場合等の要因で作業が遅れた場合は提出期限の調整は可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 期間については本市と事前協議の上、決定することとします。                                                                                                                                                                                                                  |
| 17 | 別紙2 端末機器<br>等明細書 | 1/1 |         | ノート型パーソナルコンピュータ                                                                                                  |                                                                                                                                                                           | MDMの管理対象とする場合、返還に際し、貴市の責任とご負担により事前に当該賃貸物件をMDMの管理対象外としていただくものという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 本入札においてはMDMの管理対象とするものではありません。                                                                                                                                                                                                                 |
| 18 | 入札説明書            | 1   | (6)(ア)  | 機器賃貸借期間中に必要な保険については、落札者が付保手続きを行い、保険料は落札者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること(保険に加入していることがわかるもの)。                             |                                                                                                                                                                           | 保険内容は一般的な条件(地震・津波・噴火などの天災は対象外で、保険金額は物件の購入金額をもとに経過期間に応じて減額する内容)で、受注者はその保険金額の範囲内で費用の負担を要するという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                        | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 19 | 入札説明書            | 2   | 4       | 落札者は、本入札における品名ごとの一台あたり月額単価と同額で入札説明書の別紙3「共同調達一覧」に記載の各部署と賃貸借契約を締結することとし、入札対象機器の各品目の単価明細一覧を落札後速やかに提出すること。           |                                                                                                                                                                           | 各部署と記載がございますが、DX推進課様と健康増進課様の2契約との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 20 | 端末機器等仕様書         | 1   | 2.(1)   | 調達する端末機器は、展開作業の遅延がないように物品の納品を完了すること。                                                                             |                                                                                                                                                                           | 納期確認の上、入札に参加いたしますが、昨今のAIサーバ需要増加に伴う市場全体の供給逼迫により、サーバ・PC関連機器の納期が不安定な状況となっております。弊社の責に陪せず、本件に起因して万一納期調整を要した場合は、納期遅延に伴うペナルティ(違約金)について、免除をご検討や変更契約等の対応をいただくことは可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                 | そのような対応はできません。                                                                                                                                                                                                                                |
| 21 | 契約書案             | 1   | 6       | 契約保証金                                                                                                            |                                                                                                                                                                           | 契約書に記載の通り、契約保証金は免除の認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 22 | 端末機器等仕様書         | 4   | 2.(8)   | 周辺機器の満了後の取り扱い                                                                                                    |                                                                                                                                                                           | 無償譲渡する周辺機器に関して、固定資産税を含まない認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 23 | 入札説明書            | 1   | 3.(6)   | 保険                                                                                                               |                                                                                                                                                                           | 動産総合保険に関して、ハードウェアのみの付保でよろしいですか。<br>また、保険金額が期間減額する一般的なものでよろしいですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 24 | 端末機器等仕様書         | 4   | 5.(1.1) | 保守                                                                                                               |                                                                                                                                                                           | 弊社リース会社であるため、保守業務を売主やメーカーに委託してもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 書面での手続きを実施の上、本市が承認すれば委託することは問題ございません。                                                                                                                                                                                                         |
| 25 | 端末機器等仕様書         | 4   | 5.(9)   | データ消去                                                                                                            |                                                                                                                                                                           | 満了時のデータ消去が含まれておりますが、以下対応でもよろしいでしょうか。<br>・データ消去場所 物件引揚後受注者所定の場所<br>・データ消去方法 PO ソフトウェア上書き<br>・SSD専用の消去方法である「Secure Erase」や「暗号化消去」が実施される消去方式であれば、受注者の任意の消去方式でもよろしいでしょうか。<br>・データ消去対象 POに付随するSSD<br>・弊社リース会社であるためデータ消去作業の委託は問題ないでしょうか。委託に際し事前書面の提出は必要でしょうか。<br>・データ消去証明書ですが、データ消去作業報告書でのご提示で問題ないでしょうか。<br>万が一上記認識に相違がある場合、具体的にご教授お願い致します。<br>例)データ消去場所 現地、方法 物理破壊 等 | 「別紙1 端末機器等仕様書」に記載のとおり、契約終了後の端末の記憶媒体については庁舎内で分解・粉砕・溶解・焼却・細断などの物理的な破壊により復元が不可能な状態とし、当該破壊の証拠写真を添付した完了証明書を提出する方法もしくは、庁舎内でClearレベルの消去を行った上、庁外で上記の物理的な破壊を実施し、当該破壊の証拠写真を添付した完了証明書を契約終了から2週間以内に提出する方法で対応をお願いします。なお、上記作業の委託は、書面で手続きを実施の上、本市が承認すれば可能です。 |
| 26 | 端末機器等仕様書         | 1   | 1.(6)   | 端末機の回収                                                                                                           |                                                                                                                                                                           | 満了後の端末の回収に関して、離縁や取り外しは奈良市様、もしくは次期導入業者で対応いただく認識でよろしいでしょうか。<br>また物件は一所所にまとめていただく認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                     | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                   |